

令和5年11月  
長崎県立こども医療福祉センター

## こども医療福祉センターにおける虐待行為等について

当センターに勤務する看護職員が、入院・入所しているご利用者に対して不適切な言動を行った疑いがある事案について、県の調査が終了し、虐待と判断された事案や不適切事案があったことから、関係法令に基づく行政指導を受けました。

県の施設において、本来あってはならない虐待及び不適切な言動等(以下、「虐待行為等」という。)があったことについて、被害を受けられたご利用者及び保護者の皆様、また県民の皆様に対し心からお詫び申し上げます。

今年6月に当センターが児童福祉法及び障害者虐待防止法に基づく通報を県所管部等に行ってからこれまでの間、県の所管部による関係職員及びご利用者や保護者の方々への聴き取り調査等が行われました。センターとしても、調査に協力するとともに、被害を受けられたご利用者及び保護者の皆様にご説明と謝罪をさせていただいたところですが、今回の行政指導を受けて、改めて以下のとおりご報告させていただきます。

今後二度とこのような虐待行為等を起こさないよう、外部有識者による検証委員会の提言等を踏まえた再発防止策を講じ、当センターが、県の医療や療育の拠点施設として安心してご利用いただけるよう、一日も早い信頼回復に努めてまいります。

### 1 事案の概要（県の公表による）

#### (1) 虐待件数等

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| ① 調査対象件数       | 34 件                    |
| ② 虐待と判断した事案    | 14 件（被害者 11 人、加害職員 3 人） |
| ③ 虐待と判断しなかった事案 | 20 件（うち不適切事案 18 件）      |

#### (2) 虐待とした事案の概要

- ① 男児の排泄介助の際、排泄の失敗を周囲に聞こえるように発したなどの心理的虐待や、男児の入浴介助の際、不適切な言葉を発した性的虐待にあたる行為 < 4 件 >
- ② 女児の入浴介助の際、制止されたにも関わらず脱衣室に入るなど心理的虐待にあたる行為（のぞき等のわいせつ目的ではないと認められる） < 2 件 >
- ③ 児童の前で他の職員の悪口を言う、児童に他の職員の容姿をからかうようなことなどを言わせた心理的虐待にあたる行為 < 3 件 >
- ④ 児童を一人だけにする（孤立させる）、驚かせるような心理的虐待にあたる行為 < 2 件 >
- ⑤ 児童の意欲を低下させる発言や、侮辱的又は尊厳を否定するような言動を行った心理的虐待にあたる行為 < 3 件 >

## 2 県からの行政指導（県の公表による）

### (1) 医療型障害児入所施設、短期入所

児童福祉法第24条の16第1項第2号及び障害者総合支援法第49条第1項第2号の規定に基づく改善勧告

（理由）

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条第1項及び第10条並びに長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第4条第2項の規定に反する行為（人格尊重義務違反）が認められた。

### (2) 病院

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査による改善指導

（理由）

医療法第15条第1項の規定に反する行為（病院管理者の監督義務違反）が認められた。

### (3) 上記(1)(2)の具体的理由

- ・当該施設職員が利用者に対し長年にわたり虐待行為等を行っている事実が認められた。
- ・上記虐待行為等について、一部、上司へ報告されていたものの、その後の組織内の検証検討及び上司からの注意・指導が不十分であったために同様の行為が放置されていた。
- ・職員研修等において、虐待の具体的事例や市町への通報義務について周知されていなかったために、組織内における適切な指導や対応ができておらず、虐待疑い事案として発覚することがなかった。
- ・虐待防止の対応が適切に行われておらず、組織としての問題である。

## 3 職員に対する処分

今回の事案に関して、11月2日付で管理職及び関係職員が処分を受けました。

## 4 再発防止策

センターにおいては、以下の対策に取り組んでおります。今後、「こども医療福祉センター虐待防止対策検証委員会」の提言を踏まえ、さらに再発防止のための取組を進めてまいります。なお、県内唯一の機能や専門性を持つ施設として、「他に頼るところがない」というご利用者や保護者様の思いを真摯に受け止め、常に、意識しながら改善に向けて努力してまいります。

### (1) 職員研修について

- ・事案の発覚後、再発防止のため、直ちに所長によるセンター全職員への指導（研修）

を実施しました。

- ・今後、事例検討を盛り込むなど研修内容を見直すこととしております。また、例年4月に実施している「新任者・転任者研修」において、虐待防止を研修の必須項目とすることで、早い時期から職員の意識醸成を図っていきます。

## (2) 女兒への介助について

- ・緊急の医療的な措置が必要な場合などを除き、女兒の排泄・入浴介助については女性職員が対応することを看護マニュアルに明記し、職員への周知・徹底を図りました。

## (3) 虐待防止対策委員会について

- ・センターの虐待防止対策委員会の規程を改定し、事案が発生した場合に職員が取るべき行動を明確に規定しました。今後も、より実効性のある体制となるよう規程等の見直しを行ってまいります。
- ・虐待防止対策委員会に外部人材を委員として追加し、運営に客観的な第三者の視点を取り入れていきます。

## (4) 「職員相談室」の設置等について

- ・職員が抱える業務に関する悩みに対応する「職員相談室」を新設し、副看護部長を担当者として配置しました。また、職員用意見箱を設置いたしました。これらにより風通しの良い職場環境を築いていきます。

## (5) 「サービス向上委員会」の設置等について

- ・センターをご利用いただく皆様の満足度の向上を図るために「サービス向上委員会」を新設しました。同委員会において対応マニュアルを作成し、ご利用者に対する職員の向き合い方をあらためて明示するとともに、職員チェックリストを作成し、その活用を通して、より良い支援に取り組んでいきます。

## (6) その他

- ・(3)～(5)の委員会等を有機的に連携させ、虐待防止体制を整備していきます。

## 5 心のケア等について

- ・被害を受けられたご利用者様や保護者の方などで、ご不安がある方は、当センターにおいて、心のケア等についての対応をさせていただきます。なお、ご希望があれば、当センターの小児科医師による相談も可能です。
- ・その他、本事案に関するお問い合わせ、センター利用に関するご相談等についても、以下の担当者が対応させていただきます。

## センターの相談窓口

内容	窓口	電話番号
心のケア等に関するご連絡	こども医療福祉センター あかば 赤羽（保健師）、堀	0957-22-1300
本事案に関するお問い合わせ・ご相談等	こども医療福祉センター 小松、荒木	0957-22-1300
センター利用に関するご相談等	こども医療福祉センター 地域連携室	0957-21-2301

## &lt;ご参考&gt;センター以外（外部）の相談窓口

内容	窓口	電話番号
センター利用に関する苦情の 受付・ご相談等	苦情解決の第三者委員 平光 八郎	連絡先はセンター にお尋ねください
	苦情解決の第三者委員 太田 勝代	//
第三者相談窓口 施設への苦情に関するご相談	長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会	095-842-6410
法律問題に関するご相談	長崎県弁護士会	095-824-3903

## 《お願い》

この資料は、被害者の人権や個人情報保護並びに二次被害防止に配慮した表現とさせていただきます。保護者の皆さまにも何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。